

上越市男女共同参画サポーター設置要綱

(設置)

第1条 上越市男女共同参画基本条例（平成14年上越市条例第1号）第11条の規定により策定した男女共同参画基本計画に基づく事業を推進するため、上越市男女共同参画サポーター（以下「サポーター」という。）を置く。

(活動)

第2条 サポーターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 広報活動、啓発事業その他男女共同参画の促進に関する事業等への協力
- (2) 男女共同参画の促進に関する活動
- (3) その他前条に規定する設置の目的の達成に必要と認められる活動

(定数)

第3条 サポーターの定数は、30人程度とする。

(任期)

第4条 サポーターの登録期間は、第6条の規定により登録をした日から第8条の規定により市長が登録を取り消す日までとする。

(資格)

第5条 サポーターに登録することができる人は、市の区域内に住所を有する人又は勤務する人のうち満20歳以上のものとする。

(登録)

第6条 サポーターに登録しようとする人は、上越市男女共同参画サポーター登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、性別、住所、年齢等の比率を考慮し、第3条に規定する定数の範囲内でサポーターとして登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定によりサポーターとして登録するときは、上越市男女共同参画サポーター登録証（第2号様式）を発行するものとする。

(登録の辞退)

第7条 サポーターは、登録を辞退しようとするときは、上越市男女共同参画サポーター登録辞退届（第3号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 市長は、サポーターが次のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 第5条の要件に該当しなくなったとき。

(2) 前条の規定により辞退の申出があったとき。

(3) その他市長が必要と認めたとき。

(報酬)

第9条 サポーターは、無報酬とする。

(庶務)

第10条 サポーターに関する庶務は、男女共同参画推進センターにおいて処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から実施する。